



2023年10月20日

各 位

会 社 名 株式会社クラウドディアホールディングス
代 表 者 代表取締役会長兼社長 倉 正治
(コード番号：3607 東証スタンダード)
問合わせ先 執行役員管理部長 若林 雄次
TEL 075-315-2345 (代表)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます）を改定することを決議し、本制度の改定に関する議案を2023年11月28日開催予定の第47回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

当社は2018年11月27日開催の第42回定時株主総会において、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件」としてご承認いただき、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的として、本制度を導入しております。

その際、譲渡制限期間については「割当てを受けた日から3年間から5年間までの間」としてご承認いただいておりましたが、本定時株主総会において「割当てを受けた日より当社の監査等委員でない取締役の地位を退任した直後の時点までの間」に改定する旨を付議いたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

なお、本定時株主総会において当該議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役の同意を得ることを条件に、既に付与済みの譲渡制限付株式についても、同様に変更することといたします。

2. 本制度改定の目的及び条件

本制度の改定は、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的とするものであります。また、役員報酬制度の見直しとして本制度を改定するものであることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度の概要については、2018年9月28日付で公表した「役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上